

株 式 取 扱 規 程

(平成29年 6 月改正)

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ 株式取扱規程
(平成29年6月29日改正)

第1章 総 則

(目的)

第1条 当会社の株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構(以下機構という)及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関(以下証券会社等という)が定めるところによるほか、定款に基づいて本規程が定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知(社債、株式等の振替に関する法律(以下振替法という)第154条第3項に規定された通知(以下個別株主通知という)を除く)により行うものとする。

前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主及び登録株式質権者は、その氏名または名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。

前項の届出事項に変更があったときは、その旨届け出るものとする。

(法定代理人)

第5条 株主及び登録株式質権者の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名または名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届

け出るものとする。

前項の届出事項に変更または解除があったときはその旨届け出るものとする。

(外国居住株主等の常任代理人または仮住所)

第6条 外国に居住する株主及び登録株式質権者またはそれらの法定代理人もしくは代表者は、第4条の届出のほか、日本国内に常任代理人または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。

前項の届出事項に変更または解除があったときは、その旨届け出るものとする。常任代理人には第4条の規定を準用する。

(共有株式の代表者)

第7条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。

前項の代表者を変更したときも同様とする。

(代表者の届出)

第8条 株主及び登録株式質権者またはそれらの常任代理人が法人であるときは、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。代表者を変更したときも同様とする。

株主及び登録株式質権者が権利能力のない団体であるときは、その代表者1名を定め、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。代表者を変更したときも同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主及び登録株式質権者からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、それぞれ本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

(株主確認)

第10条 株主(個別株主通知を行った株主を含む)が請求その他株主権の行使(以下請求等という)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下証明資料等という)を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場

合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。

代理人により請求等をする場合は、前第1項及び第2項の手続きのほか、株主が署名または記名押なつした委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称及び住所の記載を要するものとする。

代理人についても前第1項及び第2項を準用する。

第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第11条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第12条 単元未満株式の買取価格は、前条による買取請求が第2条に規定する株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日(以下買取請求日という)の東京証券取引所における最終価格に買取請求のなされた株式数を乗じた額とする。ただし、東京証券取引所において買取請求日に売買取引がないとき、または買取請求日が東京証券取引所の休業日に当るときは、その後最初になされた売買取引の成立価格に買取請求がなされた株式数を乗じた額とする。

(買取代金の支払)

第13条 買取代金は、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取価格の決定した日から起算して5営業日以内の当会社が指定した日に支払うものとする。

買取請求者の申出により、その指定する銀行預金口座への振込、または請求者の住所あて振替払出証書の送付の方法によることができる。

前第1項または第2項により買取代金を支払うに当って、第23条に規定する手数料を控除する。

(株式の移転)

第14条 買取請求を受けた単元未満株式の権利は、前条による支払または支払手続きが終了した日に、当会社の振替口座に振替えるものとする。

第5章 単元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第15条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(自己の株式の残高を超える買増請求)

第16条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己の株式の数を超えているときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第17条 買増請求の効力は、第15条による買増請求が第2条に規定する株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第18条 買増請求の取扱いは、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間停止する。

1. 3月31日
2. 9月30日
3. その他機構が定める株主確定日等

当会社が必要と認めるときは、前項のほか、買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

(買増価格の決定)

第19条 単元未満株式の買増価格は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所における最終価格に買増請求のなされた株式数を乗じた額とする。ただし、東京証券取引所において効力発生日に売買取引がないとき、または効力発生日が東京証券取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格に買増請求がなされた株式数を乗じた額とする。

(買増株式の移転)

第20条 当会社は、機構の定めるところにより、前条の買増価格に第23条に定める手数料を加算した金額が株主から証券会社等を通じて当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求を受けた株式数に相当する自己株式について、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第6章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第21条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第7章 株主の権利の行使方法

(少数株主権等)

第22条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名または記名押なつした書面により行うものとする。

株主総会の議案が株主の提案によるものであり、当会社が議案提案の理由及び議案が役員選任議案の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、概要を記載することができる。

第8章 手数料

(手数料)

第23条 株式の取扱いに関する手数料は次のとおりとする。

第11条の規定により単元未満株式を買取る場合及び第15条の規定により単元未満株式の買増請求に応じる場合

以下の算式により1単元当りの金額を算定し、これに買取りまたは買増しに係る単元未満株式の数の1単元の株式の数に対する割合を乗じた額とする。1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(算式) 1単元当りの買取金額または買増金額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%

ただし、1単元当りの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

第9章 優先株式

(本章の適用範囲)

第24条 第2章から第8章の規定にかかわらず、非上場株式会社である優先株式会社については、第1章及び本章の規定を適用する。

(優先株式の請求、届出等)

第25条 本章の規定による手続き及び当社が株主名簿管理人に事務を委託している事項についての請求、申出、届出または申請等の手続きは、株主名簿管理人に対して行うものとする。

本章の規定による請求、申出、届出または申請は、当社の定める書式によりこれに第28条の規定による届出印を押なつするものとする。

本章の規定による請求、申出、届出または申請について、代理人によって行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出するものとする。

(優先株式の名義書換)

第26条 優先株式の株主名簿への記載または記録(以下名義書換という)を請求するときは、優先株式を所有する株主(以下優先株主という)と優先株式の取得者が請求書に連署し、提出するものとする。

譲渡以外の事由により優先株式の名義書換を請求するときは、その移転を証明する書面を提出するものとする。

優先株式の移転について、法令で別段の手続きを必要とするときは、その手続きの完了を証明する書面を添えて提出するものとする。

(優先株式の質権の登録または抹消)

第27条 優先株式につき質権の登録、変更または抹消を請求するときは、質権設定者及び質権者が請求書に連署し、提出するものとする。

(優先株主等の住所、氏名及び印鑑)

第28条 優先株主及び登録株式質権者またはそれらの法定代理人もしくは代表者は、住所、氏名及び印鑑を届け出るものとする。ただし、署名の慣習ある外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。

前項の届出事項に変更があったときは、その旨届け出るものとする。

(外国居住の優先株主等の常任代理人または仮住所)

第29条 外国に居住する優先株主及び登録株式質権者またはそれらの法定代理人もしくは代表者は、前条の届出のほか、日本国内に常任代理人または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、これを届け出るものとする。

前項の届出事項に変更があったときは、その旨届け出るものとする。
常任代理人には前条の規定を準用する。

(共有優先株式の代表者)

第30条 優先株式を共有する株主は、その代表者1名を定めて届け出るものとする。
前項の代表者を変更したときも同様とする。

(代表者の届出)

第31条 優先株主及び登録株式質権者またはそれらの常任代理人が法人であるときは、その代表者1名を定めて届け出るものとする。代表者を変更したときも同様とし、届出書に登記事項証明書を添えて提出するものとする。
優先株主及び登録株式質権者が権利能力のない団体であるときは、その代表者1名を定めて届け出るものとする。代表者を変更したときも同様とする。

(株主名簿の変更)

第32条 次に掲げる事由により、株主名簿を変更しようとするときは、届出書にその事実を証明する書面を添えて提出するものとする。

1. 改姓、改名
2. 親権者、後見人等の法定代理人の選任、変更または解除
3. 商号または名称の変更
4. 法人の組織変更

(取得請求の方法)

第33条 第五種優先株主及び第七種優先株主が普通株式の交付と引換えに当該優先株式の取得を請求するときは、請求書を第2条に規定する株主名簿管理人の事務取扱場所に提出するものとする。
取得の請求は、請求書を提出した後は、これを取り消すことはできない。

(取得請求の効力の発生)

第34条 優先株式の取得請求の効力は、請求書が、株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日に発生する。

(株主権行使の手續の準用)

第35条 第22条第1項の規定は、優先株式についても準用する。ただし、個別株主通知の受付票の添付は不要とする。

(例外措置)

第36条 本章の規定に関して、発行決議等で別段の定めを設けたときは、その定めによる。

(改廃)

第 37 条 本規程の改廃は、グループ経営会議の決裁による。